

水巻町役場 ☎ 201-4321  
FAX 201-4423

コミュニティ無線  
確認ダイヤル ☎ 201-9119

中央公民館 ☎ 201-0401  
FAX 201-0411

南部公民館 ☎ 202-2472  
FAX 202-2473

総合運動公園  
・スポーツ振興係 ☎ 201-4000  
・テニスコート ☎ 201-5757

いきいきほーる  
健康課 ☎ 202-3212  
FAX 202-3621

子育て  
支援センター ☎ 203-5772  
FAX 203-5806

ほっと  
ステーション  
(児童少年相談センター) ☎ 203-1555  
FAX 203-1553

図書館 ☎ 201-5000  
FAX 201-0995

歴史資料館 ☎ 201-0999

障害者  
福祉センター ☎ 201-0794

サクラほーる  
(高齢者福祉センター) ☎ 201-3344

北九州市上下水道局  
・お客様センター ☎ 582-3031  
・西部工事事務所 ☎ 644-7820

【遠賀・中間の休日救急医療】  
遠賀中間休日  
急病センター ☎ 282-9919

役場の夜間延長窓口

●とき 毎週木曜日午後5時15分～7時  
※祝日・休日は除きます。  
●開設窓口 主に住民異動の手続きに関係する部署が開設しています。詳しくは問い合わせてください。

お知らせ

下水道排水設備責任技術者  
新規・更新登録申請

- とき 2月3日(月)～17日(月)
- ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
- 対象 福岡県下水道協会が行う責任技術者試験に合格した人(更新の場合は、更新講習を受講した人)
- 費用 2000円
- ※申請時に支払います。
- 持ってくるもの
- ▽排水設備工事責任技術者登録申請書(更新の場合は継続登録申請書)
- ▽誓約書
- ▽写真2枚(縦36mm×横24mm)
- ▽責任技術者試験合格証の写しまたは責任技術者更新講習修了証の写し(いずれも有効期限内のもの)
- ▽住民票
- ▽印鑑

※申請書などは、役場下水道課窓口や町ホームページで取得できます。  
●申し込み・問い合わせ 役場下水道課

元気な高齢者を待っています  
シルバー就労者登録説明会



- 「退職したけどまだまだ働きたい」、「生きがいのために誰かの役に立ちたい」と思っている皆さん。シルバー能力活用事業と一緒に働きたい。説明会を開催しますので、希望者は参加してください。
- とき 2月9日(日)・16日(日) 午前9時30分～11時
- ところ いきいきほーる
- 対象 おおむね60歳以上で、町内に住んでいる健康と体力に自信がある人
- 内容 業務説明と登録手続き
- 持ってくるもの 申請書・印鑑

介護保険・認定調査員試験  
あなたの資格を活かしませんか

- 訪問調査業務を行う認定調査員の採用試験を実施します。
- とき
- ▽一次試験 2月9日(日)
- ▽二次試験 2月20日(木)
- 受験資格 次の全てを満たす人
- ▽昭和31年4月2日以降生まれ
- ▽保健師・看護師・准看護師・社会福祉士・介護福祉士・介護支援専門員のいずれかの資格を持っている
- ▽家用車で調査できる

介護保険の適正運営には  
皆さんの意見が必要!

- 介護保険制度の適正な運営のため、令和3年度～5年度の事業計画策定委員会を開催します。そこで、委員会に出席し住民の立場からさまざまな意見・提案をしてくれる人を募集します。
- とき 4月～1年間
- ※月1回、全12回を予定。
- 開催場所 県庁近辺(福岡市博多区吉塚)

全国学力・学習状況調査の結果を確認できます

令和元年度全国学力・学習状況調査の結果を町ホームページから、自由に見ることが出来ます。

募集

- 任期付職員を募集  
あなたの力を水巻町の力に
- 【管理栄養士(常勤)】
- 採用予定数 1人
- 要件 管理栄養士の資格を保持している
- 雇用期間 4月1日～令和3年8月31日(火)

【保健師(常勤)】

- 採用予定数 1人
- 要件 保健師の資格を保持している
- 雇用期間 4月1日～1年間
- 【共通事項】
- 対象 次の条件全てを満たす人
- ▽文書作成など、基本的なパソコン操作ができる
- ▽普通自動車運転できる
- 勤務地 いきいきほーる
- 申込方法 役場人事秘書係窓口や郵送で申し込んでください。
- ※募集要項・申込書は役場人事秘書係窓口や町ホームページで取得できます。
- 申込期限 1月31日(金)
- 問い合わせ 役場人事秘書係

北九州視覚特別支援学校  
幼稚部・高等部入学募集

- 対象
- ▽幼稚部 平成28年4月2日～平成29年4月1日に生まれた視覚に障がいのある幼児
- ▽高等部(理療科) 視覚に障がいがあり、高等学校を卒業している人(3月卒業見込みも含む)
- 入学検査日
- ▽幼稚部 2月14日(金)
- ▽高等部 3月9日(月)
- 申込期間 1月31日(金)～2月7日(金)
- 問い合わせ 県立北九州視覚特別支援学校 ☎651局5419番

相談

中間・遠賀地区  
出張労働相談

- 解雇や賃金未払い、いじめなどの労働相談が無料でできます。
- とき 1月24日(金) 午後5時～8時
- ところ 水巻町役場別館2階
- 問い合わせ 県北九州労働者支援事務所 ☎967局3945番

社会福祉協議会の  
相談事業

- 【住民相談】
- とき 毎週月曜日(金曜日(祝日は除く) 午後1時～4時
- ※相談は電話でも受け付けます。

【弁護士】の無料法律相談

- とき 1月20日(月) 午後1時～4時
- 定員 7人(先着順)
- 対象 町内に住む人
- 申込開始日 1月14日(火) 午前8時30分
- 【行政相談】
- とき 1月20日(月) 午後1時～4時
- 【介護支援専門員の介護相談】
- とき 1月15日(水) 午後1時～4時
- 【共通事項】
- 受付時間 午後1時～3時30分
- ところ 社会福祉協議会(いきいきほーる2階)
- 問い合わせ 社会福祉協議会 ☎202局3700番

愛のおんごころ  
あごがやいあごまじ

- 11月11日～12月4日受付分
- 【一般寄付】
- 水巻さつき・盆栽愛好会様
- 水巻町ボランティア連絡協議会様
- 【香典返し寄付】
- 吉田二 故・白石 一隆様
- 吉田三 故・藤崎 昭子様
- 猪熊 故・藤崎 鬼子恵様
- 猪熊 故・石本ミドリ様
- 頃末南 故・石本ミドリ様
- 大垣 故・久雄様
- 志岐 故・義臣様
- 幸恵様

がん健診は、Positron Emission Tomography で早期発見!  
(陽電子放射断層撮影)

PETがん健診は  
"健康のための道しるべ"

ぜひ、このような方は  
PETがん健診をお受けください。

- 健康状態に不安のある方
- がん家系の方
- 安心したい方
- がん経験者(再発および転移の確認)
- 人間ドックやがん検診を受けていない方

資料請求  
お問い合わせ ☎ 0120-66-2503

一般財団法人 西日本産業衛生会 北九州PET健診センター  
〒803-0812 北九州市小倉北区室町3-1-2 (代) TEL.093-591-2503

学校法人 福岡保健学院 http://hidamari-ie.jp  
みずまき助産院 ひだまりの家  
(ブログ・Facebookもぜひご覧ください)

楽しいイベントご案内 ひだまりの家でのんびり過ごしませんか

☆1月18日(土) 午後2時30分～ ▷白川先生のお話 ▷くもんの読み聞かせ ・参加費 100円	☆1月22日(水) 午前10時～ ▷ひだまり ▷手作り豆腐、ネイル、 マッサージ、おさがり会 etc ・参加費無料	☆1月28日(火) 午後1時30分～ ▷骨盤ケア教室 ・参加費 3,300円
--	--	---

妊娠、出産、育児、母乳などに関するお問い合わせ、お気軽にご相談ください。  
〒807-0051 遠賀郡水巻町立屋敷1-14-50  
学校法人 福岡保健学院 みずまき助産院ひだまりの家  
TEL:093-201-7731 FAX:093-201-7741 Eメール:jyosanin@hidamari-ie.jp

※交通費などは支給します。

●申込期間 1月20日(月)～2月18日(火)

●申し込み・問い合わせ 福岡県介護保険広域連合事業推進係  
☎(092)981局9076番

# 4月から 高齢者運転免許証 返納支援制度が始まります

近年、高齢者ドライバーがアクセルとブレーキを間違え事故を起こしたり、高速道路を逆走したりするニュースを目にすることが多くなりました。

「体が衰え運転が不安なので、免許返納を考えている。ただ、車がなくなると外出に困るため返納できない」という人は、数多くいるのではないのでしょうか。

町では、平成31年4月以降に免許証を自主的に返納した人、更新しなかった人にタクシーチケットを交付し、外出の支援をしていきます。

●問い合わせ  
役場高齢者支援係 ☎ 201-4321



## 免許返納手続き

- 受付場所  
▷折尾警察署など県内の警察署  
※交番や派出所では受け付けできません。  
▷北九州運転免許試験場(小倉南区)など県内4つの試験場  
※本人のみ、手続きができます。  
※免許証の有効期限が切れている場合、手続きできません。
- 受付時間  
月～金曜日午前9時～午後4時  
※土・日・祝日や年末年始は受け付けできません。
- 持ってくるもの 運転免許証
- 問い合わせ  
折尾警察署交通第一課 ☎ 691-0110

### 有効期限切れの人も!

この制度は、免許証を返納した人だけでなく、更新をせず失効した人も対象です。

## タクシーチケット1万円分を支援

- 支援内容 タクシー利用券(500円×20枚)  
※申請は1人につき1回限りです。タクシー利用券に有効期限はありません。
- 利用できるタクシー会社は決まっています。
- 対象  
次の①または②に該当し、かつ③および④を満たす人  
①免許証の有効期限内に、全種類の免許証を返納した  
②免許証を更新せず、失効した  
③返納日または失効日に満70歳以上  
④返納日または失効日、および申請時に町に住民票がある
- 申込期限  
免許証の返納日・失効日から1年以内  
※平成31年4月1日～令和2年3月31日に免許証を返納した・更新しなかった人は、令和3年3月31日まで申請できます。
- 申込開始日 3月27日(金)
- 申込場所 役場高齢者支援係
- 持ってくるもの  
▷全種類の運転免許を失効したことが分かるもの  
※運転免許取消通知書、運転経歴証明書、失効した運転免許証のいずれかの書類。  
※運転経歴証明書は折尾警察署などで取得できます。(有料)  
▷印鑑  
※代理人が申請する場合、代理人の印鑑・身分証明書・本人からの委任状が必要です。(同居人は委任状不要です)

## 遠賀コミュニティーセンターに臨時開設 所得税の還付申告・相談ができます

確定申告期間中(2月17日～3月16日)、若松税務署や役場で所得税の還付申告ができますが、大変混雑します。そこで、遠賀コミュニティーセンターに臨時の受付センターを開設しますので、利用してください。

- 対象  
▷給与所得者で、住宅借入金等特別控除、医療費控除などの還付を受ける人  
▷2019年途中で退職し、年末調整を受けていない人  
▷年金所得者で、源泉徴収された税金の還付を受ける人  
※次に該当する人は除きます。  
事業を営む人、生命保険などの営業職員、不動産所得がある人、譲渡所得がある人、原稿料などの収入がある人
- とき 1月28日(火)～30日(木) 午前9時30分～午後3時30分  
※30日は午後2時までです。  
※28日の午前は、2時間待ち程度の混雑が予想されます。時間に余裕を持って来場してください。
- ところ 遠賀コミュニティーセンター(遠賀町広渡)

- 持ってくるもの 印鑑、源泉徴収票、生命保険料・地震保険料の控除証明書、国民健康保険などの領収書や支払い金額がわかる書類、医療費控除の明細書、還付金の振込先がわかる本人名義の貯金通帳など  
※マイナンバーカードまたは通知カードが必要です。通知カードのみの場合は、本人の確認ができるものを提示してください。

●問い合わせ 若松税務署 ☎ 761-2536

### 【会場マップ】



## 事業主・企業の皆さんは忘れずに 償却資産の申告

資産の多少にかかわらず、申告が必要です。前年中に「資産の変動がない」「廃業した」ときも必ず令和2年1月1日時点の状況を申告してください。

昨年の申告者には、12月中旬に案内を送っています。初めて申告する人や案内が届いていない人は、問い合わせてください。

- 対象 次の条件を満たす人(法人などを含む)  
▷町内で事業(会社・不動産・農業など)を行っている  
▷事業のために利用する償却資産を所有している  
※土地・家屋以外の固定資産が償却資産です。

### ●主な償却資産の例

共通項目	
パソコン、ルームエアコン、レジスター、看板、舗装	
業種ごとの事例	
事務	机、椅子、ロッカー、コピー機、LAN配線
喫茶・飲食	食卓、ちゅう房用品、カラオケ、冷蔵庫
理容・美容	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器
食肉・鮮魚販売	冷凍機、肉切断機、冷蔵庫、電子はかり
自動車修理	旋盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具
金属加工	旋盤、ボール盤、フライス盤、圧縮機
アパート賃貸	外構、塀、外灯、ごみ置き場、駐輪場
農業	精米機、乾燥機、ビニールハウス

- 申告期限 1月31日(金)
- 問い合わせ 役場固定資産税係 ☎ 201-4321

## 確定申告の知恵袋 おむつ代医療費控除・障害者控除

### 【高齢者のおむつ代医療費控除】

高齢者のおむつ代が医療費控除の対象となることがあります。

- 対象  
寝たきりなどで治療上おむつが必要な高齢者  
※申告時、医師が発行する「おむつ使用証明書」が必要です。用紙は役場住民税係で配布しています。  
※前年の申告でおむつ代医療費控除を受け、現在要介護認定を持っている人は、役場高齢者支援係が発行する証明書を申告時、提出してください。

### 【手帳を持っていない人の障害者控除】

診断書を役場高齢者支援係に提出し手続きすると、障がい者手帳を持ってなくても、障害者控除の対象となる場合があります。診断書の用紙は役場高齢者支援係で配布しています。

- 対象  
▷65歳以上で、知的障がい者(軽度～重度)に準ずる人または身体障がい者(1級～6級)に準ずる人  
▷65歳以上の寝たきり高齢者  
※役場高齢者支援係が発行する認定書を申告時、提出してください。

- 問い合わせ  
役場高齢者支援係 ☎ 201-4321